様式第３（１）

特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内

行為着手済届出書

自然公園法第20条（第21条、第22条）第６項の規定により　　　　　国定公園の特別地域（特別保護地区、海域公園地区、湖沼、湿原、物）が指定（拡張）された際、行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

年　　　月　　　日

千葉県知事　　　　　様

届出者の氏名及び住所

法人にあっては、名称、住所及び  
代表者の氏名

（備考）

記入事項及び添付図面についてはそれぞれの行為につき、様式第１に準ずること。

ただし、「行為地及びその付近の状況」及び「予定日」のうち「着手」欄は必要としない。